

学校生活のきまり

令和5年4月

1. 学校生活の目標

- ① 基本的生活習慣の確立、ルールの遵守、規律ある学校生活態度を身に付ける
- ② 交通安全を心掛け、交通事故を防止する
- ③ 家庭・職場及び地域の関係機関との密接な連携
- ④ 教職員、生徒相互の心の交流

2. 生活面において

- ① 服装は生徒服装基準に従い、本校生徒として品位と清潔さを保つように心掛ける。制服の変形や不適切な着こなしは禁止する。(生徒服装基準に合わせる)
- ② 登下校は制服で通学する。制服を忘れた場合は取りに帰る。ただし、やむを得ない事情については貸し出し用の制服を着用して授業に入る。
- ③ 体温調節のため上着を着用する場合は、必ず学生服またはブレザーの上から着用すること。室内での上着の着用は原則禁止する。体調不良で着用する場合は、授業担当者の許可を得ること。
- ④ 頭髮の染色・脱色及びピアスは禁止する。校内でピアスをつけている場合は一時預かりとする。
- ⑤ 刺青は、大小関係なく禁止する。
- ⑥ 登校後、授業時間帯は校外に出ない。
- ⑦ 教室及び校内は美化に努める。
- ⑧ 授業中の飲食は禁止する。
- ⑨ 校舎や校具は大切に扱う。万一誤って破損・紛失したときは、一部または全部を弁償しなければならない。また、故意に行った場合は特別指導とする。
- ⑩ 外部の者と許可なく校内で会ってはいけない。校外行事についても同様である。
- ⑪ 23時以降の夜間外出をしない。(深夜徘徊は補導の対象となる)
- ⑫ その他、本校職員の指導・指示に従う。

3. 通学について

- ① 自転車通学をする者は、所定の用紙で自転車通学届を提出し、許可を得る。その際、許可番号鑑札は後部タイヤカバーに貼付する。(自転車保険加入義務化により、自転車保険の証券のコピー等、加入していることがわかるものを提出する)
- ② 原動機付き自転車(原付自転車)・普通自動車の運転免許を取得する者は、保護者同伴で登校し、指導部長と面談の上、所定の用紙で届け出て許可を受ける。ただし、自動二輪の免許取得は禁止する。
- ③ 原動機付き自転車(原付自転車)・普通自動車で通学する者は、指導部長と面談の上、所定の用紙で届け出て許可を受ける。
- ④ 自転車・原動機付き自転車(原付自転車)・普通自動車は所定の場所に止め、必ず鍵をかける。
- ⑤ 友人及び生徒同士の自動車の同乗は通学に限らず、極力避けること。
- ⑥ 自動車などでの通学について、本校の規定を守れない場合は、自動車などでの通学許可を取り消す。
- ⑦ 送迎に関しては、原則として家族のみとする。
- ⑧ 原動機付き自転車(原付自転車)・普通自動車で通学する者、または、送迎で来校する保護者は校内では原則20 km/h 以下の徐行をすること。

4. 生徒特別指導規定・懲戒規定

①生徒に次の行為があった場合は特別指導を行う。

- (1) 暴言・暴力行為及び恐怖の念を与える行為
- (2) 万引き・窃盗・強要・恐喝等の行為
- (3) 飲酒・喫煙行為
- (4) 学校施設・器物を故意に破壊する行為
- (5) 考査時の不正行為
- (6) 法律や青少年愛護条例に違反する行為
- (7) その他、本校職員の指導・指示に従わず、学校の秩序を乱す行為
- (8) 校長が必要と判断した場合

② 特別指導は、(1) 訓戒(2) 謹慎とする。

(1) は、反省文・決意書提出の上で、訓戒を行う。(2) は、行為の内容・程度及び反省状況により、期間を判断する。

謹慎期間中は毎日、反省日誌の記入と教科学習を課す。解除に当たっては、反省文・決意書を提出させる。

③ 特別指導の申し渡し及び解除は、保護者付き添いの上、校長が行う。

④ 次の各項に該当する場合、懲戒として、停学および退学を勧告する。懲戒は、校長が行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

生徒服装基準

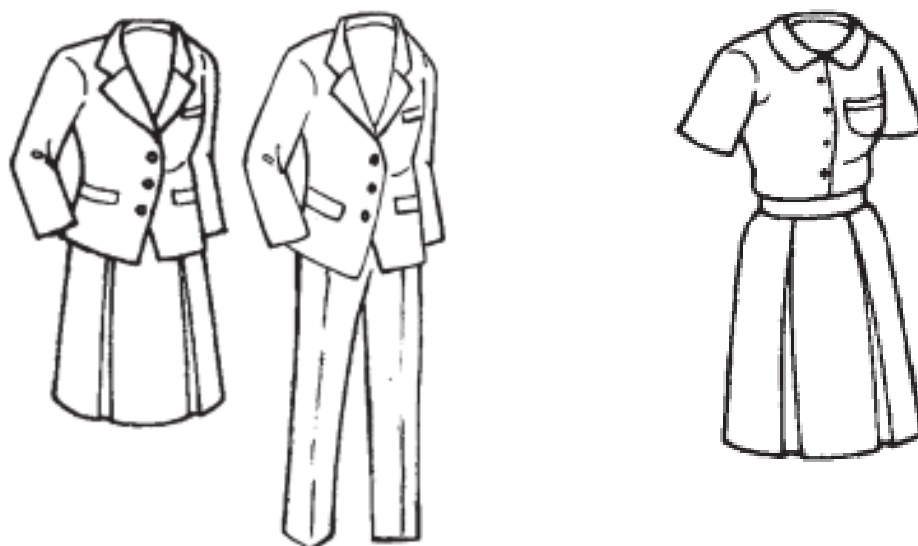
- (1) 豊岡高等学校生徒の服装は、以下の規定による。
 (2) この規定は、通学ならびに学校行事・特別活動にともなう諸行事に適用する。
 (3) この規定に定めない細部については、学校の指示・指導に従う。

		自分の体調に合わせて制服を正しく着用すること
男子	制 服	シャツは白カッターシャツを着用する。 上着(学生服)を着用する場合は、常に校章を左詰襟につける。 上着の下にカーディガンの着用を認める。(注)
		ズボンは黒色の長ズボンを着用する。
女子	制 服	ブラウスは白色を着用する。 上着を着用する場合は学校指定のものを着用し、常に校章を左襟につける。 上着の下にカーディガンの着用を認める。(注)
		スカートは黒色で箱ヒダスカート（ヒダ数前後2つ）とする。 スラックスは黒色でフォーマルなものとする。
履 物		校舎内は学校指定の上履きを使用する。
頭 髪		パーマネント・脱色・染色などの特異なものは禁止する。
体 育 服 装		指定した体操服を着用する。
(注) カーディガン		華美でない単色で無地のもの。 (紺・茶・黒・薄橙色・灰色は可。青・赤・黄色などは不可。) フード付きのものは認めない。

制服などは次の指定の店で購入する。

制服等指定店	制 体 操 服 体 育 館 シ ュ ー ズ	全 但 ス ポ ー ツ	豊 岡 市 京 町 8 - 9	TEL 23—6565
	校 章 ・ 金 ボ タ ン	ト ミ ヤ 帽 子 店	豊 岡 市 京 町 8 - 1 2	TEL 22—3266
	上 履 き	植 村 靴 履 物 店	豊 岡 市 千 代 田 町 2 - 2 0	TEL 22—2775

○女子服装図



上着

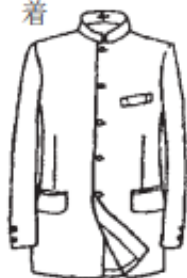
- ・背広型（背縫をつける）
- ・シングル3つボタン
- ・襟は普通テーラーカラー

スカート

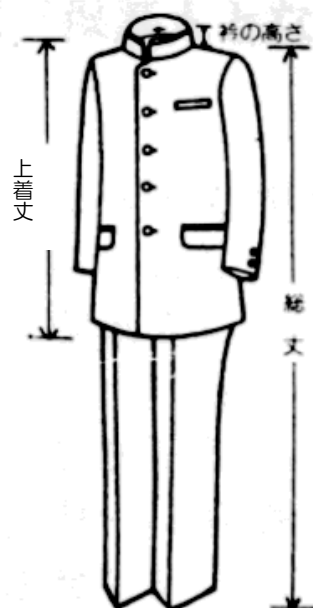
- ・ボックスプリーツ前後2本
- ・スカート丈の目安床上りは踵から30cm以上ひざ下5cmの間とする。

○男子服装図

上着



ズボン



上着丈

上着丈は総丈の2分の1±2～3cmが標準です。
ただし、新入時は大きめのサイズを購入するので少し長めです。